

将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の 一体的な推進のための方針

平成25年9月
板橋区教育委員会

教育委員会では、平成24年5月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。基本方針では、『学校規模から考える望ましい教育環境について』【資料1】と『適正規模化により期待される効果』【資料2】を示しており、板橋区立小・中学校の望ましい教育環境を整備する視点で学校規模と配置の適正化の方針をまとめた。

板橋区の学校施設は、児童・生徒数の急増に伴って昭和30年代から40年代に集中的に建設され、現在それらは更新時期を迎えつつある。一方、児童・生徒数はピーク時から半減しており、将来的にはさらに減少することが予測され、過小規模化への対応に急を要する学校も出現している。このような状況の中、学校の適正規模・適正配置に取り組むとともに、これからの学校教育に欠かせないICT化や様々な授業改善手法の導入等の課題に対応できる施設環境へ学校を整備するとともに、地球温暖化対策や地域防災にも対応した施設整備が求められている。

これらを踏まえ、将来を見据えて学校を整備していくために、学校施設の改築・大規模改修と学校の適正規模・適正配置を一体的に推進する必要がある。

本方針は、『学校整備と学校適正規模・適正配置の関係』、『本方針に基づく検討を開始する学校・地域』及び『協議会（設置～協議）』についての具体的な考え方や基準等を定めるとともに、学校の施設整備と学校適正規模及び適正配置を一体的に推進していく「（仮称）魅力ある学校づくりプラン」を策定するための方針である。

1 改築・大規模改修を契機とした新たな歴史を築く学校づくりの取り組み

現在、教育委員会では区全体の「公共施設等の整備に関するマスタープラン」【資料3】に基づき、老朽化が進む学校の改築や大規模改修を計画的に進めるとともに、学校の適正規模・適正配置を一体的に推進するため、「（仮称）魅力ある学校づくりプラン」【資料4】の策定作業を進めている。板橋区の年少人口（0歳から14歳）は昭和50年代後半から減少し、近年はピーク時に比べ半減しており、将来的に50,000人を大きく割り込むと見込まれている。一方で、地域によっては大規模集合住宅の建設により人口が増加し、35人学級やあいキッズの導入と相まって、教室需給が逼迫している学校も現われている。

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」では、今後の学校教育施設の整備の方向性を、『板橋区がめざす学校教育を支えるための教育環境の維持向上と児童・生徒数の推移や学校施設整備経費等を総合的に勘案し、統廃合を視野に入れ学校の適正規模・適正配置を進める』こととしている。これらを踏まえ、学校を取り巻く状況が変化している中で学校施設整備の計画を策定するにあたっては、教育環境を学校施設、設備の老朽化などのハード面だけに限定せず、学校規模や立地状況、新たな教育課題への対応も含めた総合的なものとし、教育環境向上に向けた「（仮称）魅力ある学校づくりプラン」を策定していく。

具体的には、従来の施設の老朽化だけに着目した施設整備から学校の適正な規模と配置等の教育環境向上の視点を取り入れたものとし、検討にあたっては該当校だけでなく周辺の学校を含めて行い、多面的な整備計画としていくものである。従って、整備着手校の順位の設定は従来の建築年度や施設の老朽化を基本としつつも、将来の児童・生徒数の予測を基に、学校規模や配置の適正化も重要な選択要件としていくものである。

(※) 板橋区の年少人口（0歳～14歳）の人口推計

平成 22 年 56,276 人

平成 47 年 45,312 人（平成 22 年比 80.5%）

【国立社会保障・人口問題研究所（平成 25 年 3 月推計）】

〔具体的な学校の状況〕

◆学校施設状況（昭和 30 年代に建築された学校 ※改築・改修済、予定校を除く）

小学校（3校）	中学校（6校）
板橋第十小学校	向原中学校
向原小学校	板橋第一中学校
志村小学校	板橋第五中学校
	上板橋第一中学校
	上板橋第二中学校
	上板橋第三中学校

◆学校規模の状況（通常学級） 【平成 25 年 5 月 1 日現在】

(1) 大規模校（19 学級以上）

小学校名（7校）	学級数	中学校（1校）	学級数
志村第六小学校	24	赤塚第三中学校	19
金沢小学校	19		
桜川小学校	22		
成増小学校	19		
紅梅小学校	19		
北野小学校	22		
成増ヶ丘小学校	21		

◇大規模集合住宅の建設等により児童・生徒数が増加する地域、学校間の距離が大きい地域の学校において大規模化の傾向がある。

◇18 学級以下の学校においても、学校施設容量の面で教室需給が逼迫している学校もある。

(2) 適正規模校（12～18 学級）

小学校 32 校・中学校 12 校（うち 2 校は 16～18 学級）

(3) 小規模校（小学校 7～11 学級／中学校 6～11 学級）

小学校 7 校・中学校 8 校

(4) 過小規模校（小学校：全学年単学級／中学校：全校5学級以下）

小学校（7校）	全校 120人未満	学年 10人未満	中学校（2校）	全校 5学級以下	学年 10人未満
志村第三小学校	○	○	板橋第五中学校	○	
板橋第二小学校			向原中学校	○	○
板橋第八小学校					
板橋第九小学校	○	○			
上板橋小学校					
弥生小学校					
大山小学校 ※	25年度末閉校				

「全校120人未満」

・小学校 20人（教育上望ましい規模の「1学級あたり児童数」の最少人数）×6学年

〔過小規模校各校の状況等〕

◇板橋第九小学校（6人）、向原中学校（9人）は平成25年度入学者数が1桁となった。

◇板橋第五中学校は平成25年度入学の1年生が2学級となった。

◇志村第三小学校には、以下の状況がある。

- ①地域に協議組織が設置されている。
- ②通学区域内児童数が増加傾向にある。
- ③入学者数が増加傾向にある。
- ④志村地域の通学区域変更等の対象校となっている。

◇板橋第二小学校、板橋第八小学校、上板橋小学校、弥生小学校は学年間に大きな人数差はなく、120人～150人程度の学校規模となっている。

◇（基本方針P4 適正配置の実施にあたり配慮する事項）

「学校は単に児童・生徒の教育の場であるにとどまらず、地域コミュニティの拠点としての重要な役割を担っています。地域センター区域は、青少年健全育成地区委員会や町会連合会支部等の区域と合致していることから、地域センター区域には小・中学校のいずれかが存在することとします。」 ⇒上表では、板橋第八小学校が該当する。

※以上を踏まえ、『児童・生徒数の変動への対応（P9）』の協議を開始する必要がある学校は、小学校では板橋第九小学校、中学校では向原中学校。（協議に当たっては周辺を含めた一定のエリアで行う。）

〔学校規模から考える望ましい教育環境について〕

教育上望ましい規模（適正規模及び適正配置答申）

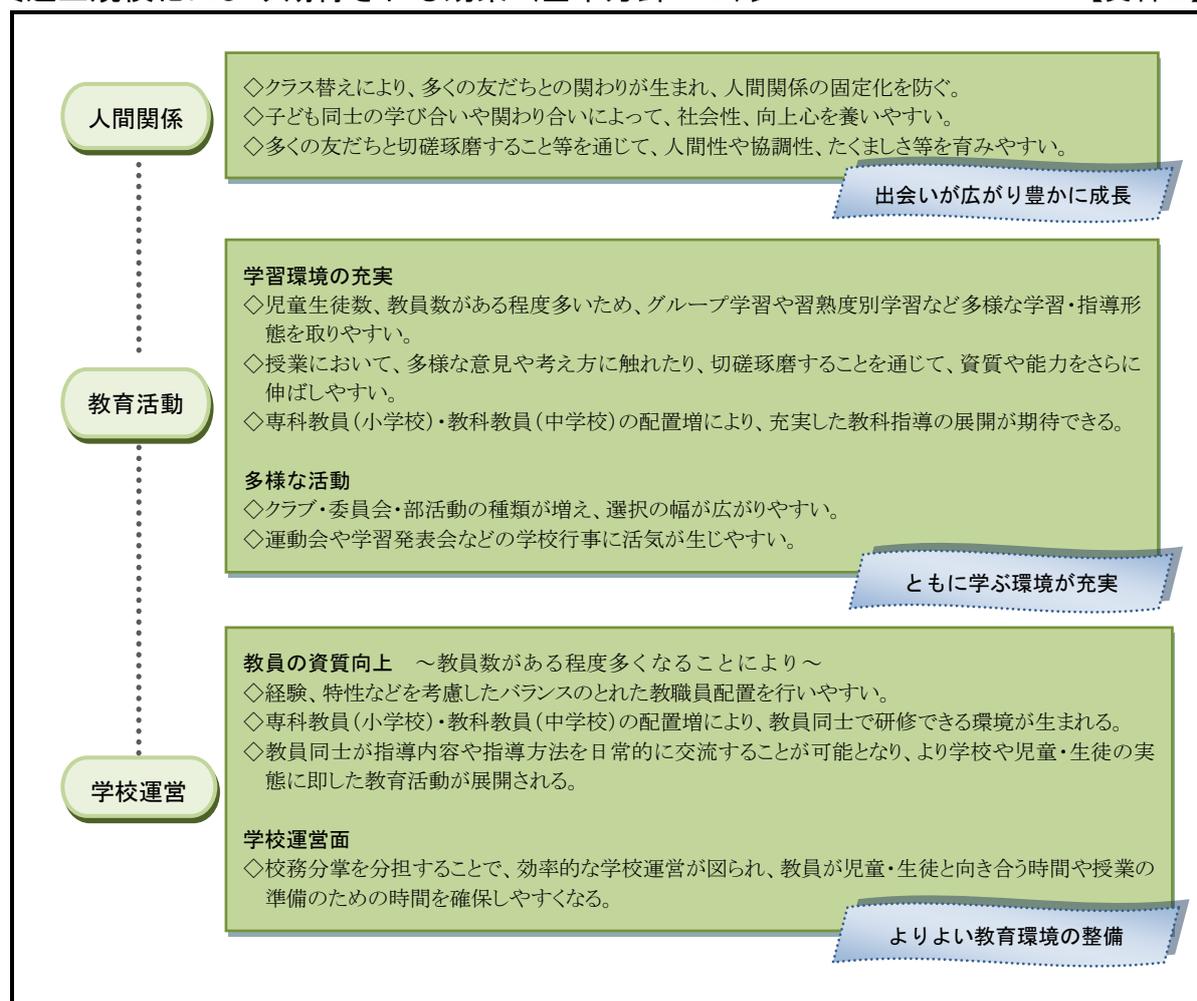
- ◇小学校 12学級から18学級（1学級あたり20人から30人）
- ◇中学校 12学級から15学級（1学級あたり30人から35人）

※本方針では、答申の考えを尊重しつつ、板橋区の中学校の学校配置や施設状況等を考慮して、今後の中学校の学級数を12学級から18学級をベースに整備していくことを基本に考えていく。（学校の改築・大規模改修にあたっては、将来人口増や学校配置などの地域特性を踏まえ、さらにこれを超える規模の学校整備を行う場合がある。）

教育上望ましい規模の学校においては、児童・生徒が多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間関係の基礎を培い、学力や体力を一層向上させるのみでなく、学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な特性や良さが発揮される。

小規模校・大規模校のそれぞれにメリット・デメリットはあるものの、小規模化や大規模化があまりに進行するとデメリットの影響が大きく、学校の運営努力だけではカバーできないことが危惧される。

〔適正規模化により期待される効果（基本方針P3）〕



◇検討・協議の流れ

改築・大規模改修の検討	
開始時期 ①改築や大規模改修を検討するとき ②学校規模の適正化を協議するとき	内 容 教育委員会は、周辺校を含めた一定の区域の児童・生徒数の推移や将来推計、地域の状況等を踏まえ、学校統合の可能性と通学区域の見直しを検討する。
※「公共施設等の整備に関するマスタープラン」及び「(仮称)魅力ある学校づくりプラン」(平成25年度策定予定)を踏まえ、学校の適正規模・適正配置と学校施設の改築・改修を連動させて検討する。	

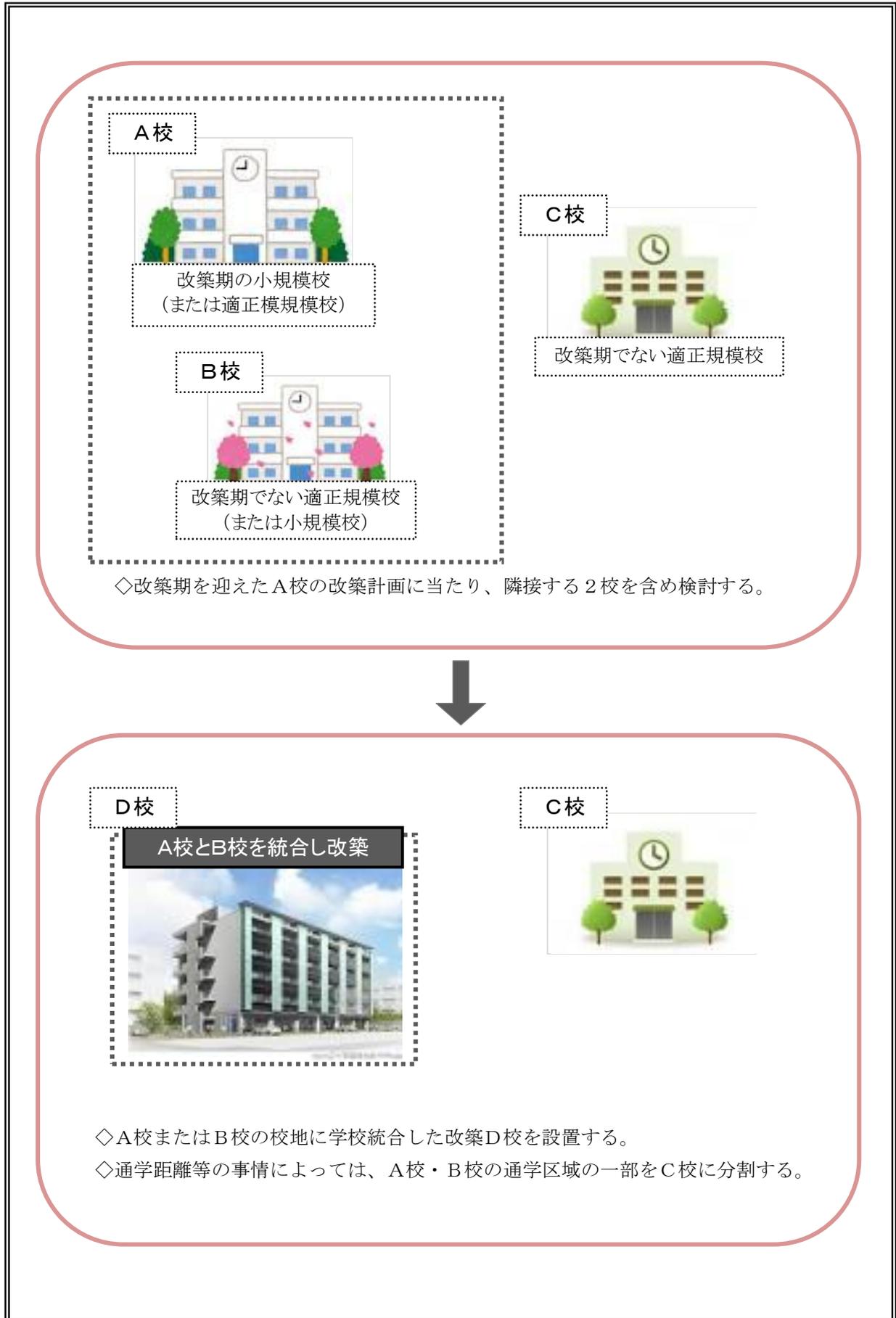


協議会設置	
設置時期 改築や大規模改修の検討結果において、学校の統合により適正規模・適正配置が将来にわたり維持される、または教育環境がより向上すると見込まれる学校の具体的な建築計画を検討するとき(設計着手の2年前)	協議期間 2年間 ただし、施設状況等によっては早急に協議会の結論をまとめる必要がある。
組織 小規模化の検討や学校支援等を目的に設置されている既存組織の活用。	
※学校を統合する場合には、一定のエリアでの通学区域の再設定を行う。 ※当該校のみの改築・大規模改修であっても、一定エリアでの通学区域の再設定を行う場合がある。	

【検討・協議の視点】

- ・将来にわたり学校の適正規模・適正配置が維持されることによって、望ましい教育環境が確保されること
- ・区全体の人口推計予測
- ・「公共施設等の整備に関するマスタープラン」及び「学校整備基本計画」
- ・改築・大規模改修対象校の一定区域内の児童生徒数の推移・将来予測
- ・学校施設の改築と学校の統合による教育環境の向上、通学区域等の影響

◇改築・大規模改修と学校適正規模・適正配置を連動させたイメージ

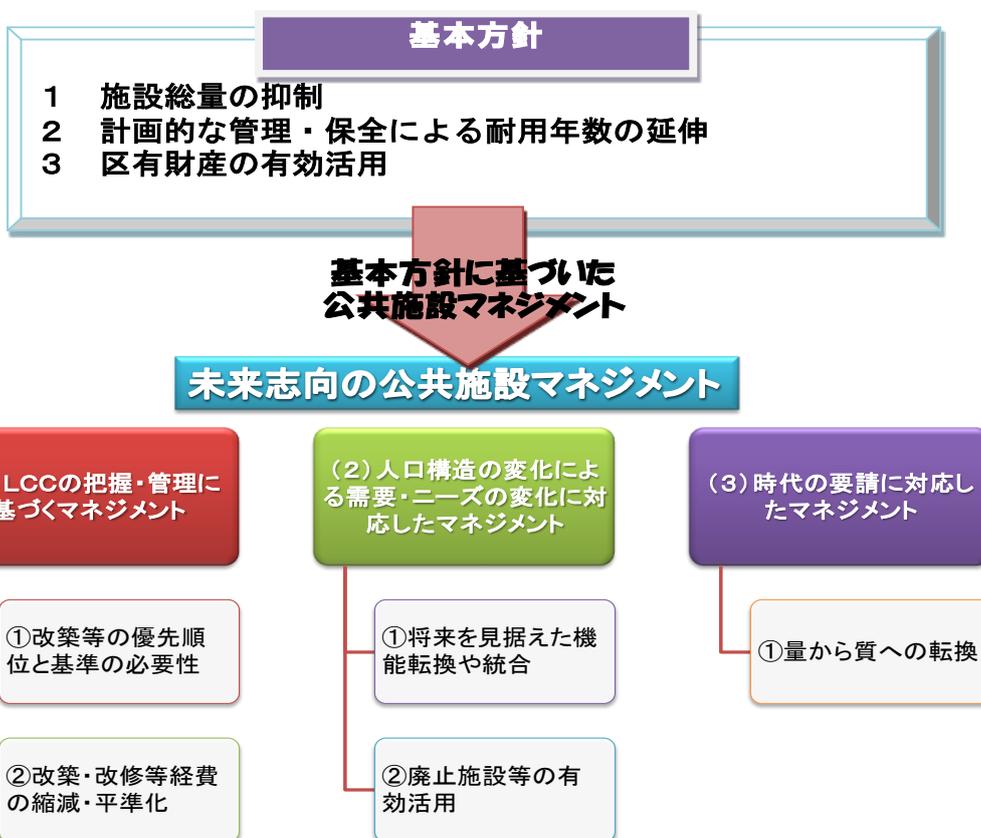


◇公共施設等の整備に関するマスタープラン（平成25年5月）

区全体の公共施設の整備やあり方の指針となる「公共施設等の整備に関するマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が平成25年5月に策定された。マスタープランは、将来需要を見通した適正配置を推進し、改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止など、区民ニーズと社会経済状況を踏まえた適切な施設整備の取り組みの方針を示している。

学校施設は、マスタープランの対象となる公共施設のうち約57%を占めている。教育委員会に「学校施設検討部会」が設置され、平成25年度から概ね2か年程度を目途に、政策企画課や営繕課とともに、マスタープランの基本方針を反映させた個別整備計画を定めることとなっている。

【マスタープランの基本方針及び手法】



〔マスタープランにおける学校教育施設の今後の方向性〕（マスタープラン抜粋）

- ・板橋区が目指す学校教育を支えるための教育環境の向上と生徒数の推移や改築・改修にかかる経費を総合的に勘案し、統廃合も視野に入れ適正規模・適正配置を推進していきます。
- ・改修・改築工事の仕様見直しなどによる経費の縮減を図るとともに、改築時期に周辺施設との複合化の可能性を検討します。さらに、改修・改築工事の際は、将来の児童人口の減少に対応できる（将来の施設用途転用を容易にする）フレキシブルな構造を検討します。
- ・適正な維持保全を行い、長寿命化をめざしていきます。

◇ (仮称) 魅力ある学校づくりプラン〔平成 25 年度策定予定〕

「(仮称) 魅力ある学校づくりプラン」は、老朽化が進む小・中学校の施設の改築・大規模改修の計画を定めていくこととなるが、マスタープランの基本方針や学校適正規模及び適正配置の考え方を踏まえ、以下の視点を重視する。

- ①教育環境の向上
 - ②将来にわたる適正規模・適正配置の維持
 - ③老朽施設の長寿命化と改築・改修経費（ライフサイクルコスト）の増大、集中回避
 - ④「公共施設等の整備に関するマスタープラン」の基本方針に示される施設総量の適正化
- 策定スケジュール

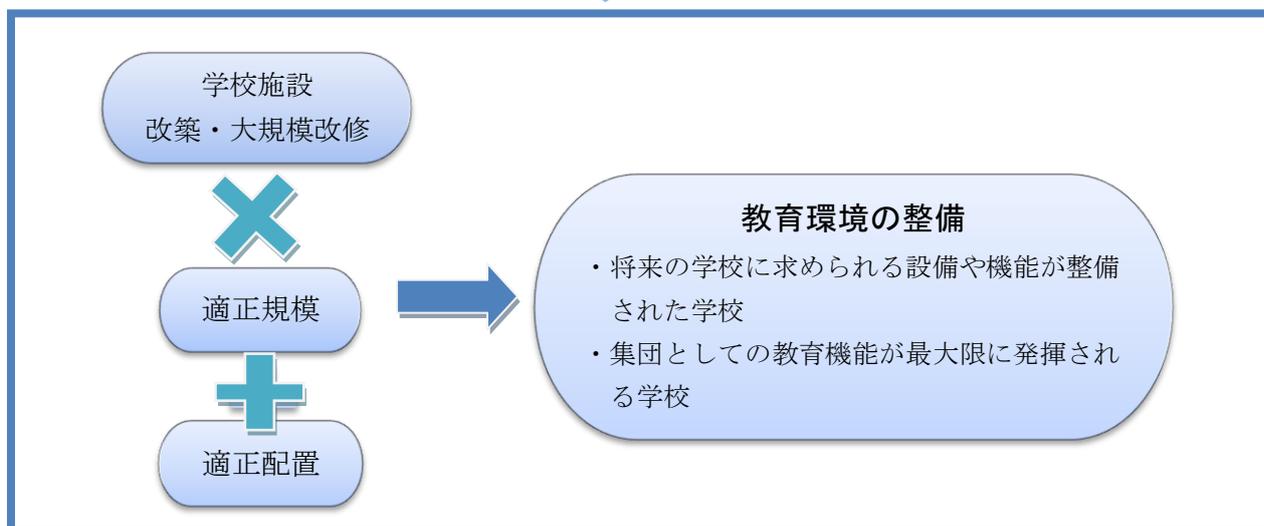
	4月	7月	10月	1月
方針・個別学校の検討	→			
素案作成		←		
パブリックコメント			↔	
修正・策定				↔

※喫緊の課題として取り組む事項

- ・昭和 30 年代に建設され、改築・大規模改修が未計画の学校の計画化について
- ・学校の適正規模・適正配置の視点から対応が必要な学校について

※改築が大規模改修いずれの手法を採るかの判断にあたっては、施設躯体の老朽化のみならず、学校適正規模・適正配置の観点から学校の統合や改築についても考慮していく。

学校適正規模・適正配置と学校施設整備を一体とした「(仮称) 魅力ある学校づくりプラン」を策定し、推進することにより一定のエリアの中で、児童・生徒にとっての“望ましい教育環境”の学校を整備して、教育上望ましい規模の確保や施設整備等を実現する。



2 児童・生徒数の変動への対応

「基本方針」では、日頃から各学校において、学校規模に関する課題等を保護者や学校・地域関係者と共通認識を持つこととしており、児童・生徒数の変動による教育環境の大きな課題が見込まれる場合には、教育環境の維持のために適正規模・適正配置の検討を進める。

学校規模の小規模化・大規模化に伴う協議会設置前の情報提供や意見交換、協議会設置に動き出す客観的な基準を以下のとおり定め、取り組んでいく。

◇検討・協議の流れ

(1)大規模化

- ①隣接校との通学区域の調整により学校規模の適正化を図る。
- ②通学区域の調整でも学校規模の適正化が難しい場合、調整が困難な場合は、仮設校舎の建設や校舎改修・増築について検討する。

情報提供・意見交換	
開始時期 ①学級数の増加により5年以内に教室の不足が見込まれるとき ②300戸以上の大規模集合住宅の建築情報を得たとき（※）	内 容 ①教育委員会は、児童・生徒数の推移や将来推計、学校施設状況、大規模集合住宅建築計画の情報を提供する。 ②学校、保護者、地域、学校関係者等と意見交換を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、適切な児童・生徒数予測と大規模集合住宅建築に関する情報収集に努める。 ・各学校は、日常から保護者、地域、学校関係者と学校規模に関する問題意識の共有に努める。 	

※現時点で、今後300戸以上の大規模集合住宅の建設予定があり、教室不足が想定されるのは、志村第四小学校、前野小学校である。



協議会設置	
設置 大規模化に関して、教室不足等で協議する必要がある場合には、複数校にわたる地域で協議会の設置を検討する。	協議内容 通学区域変更と施設の増改築 協議期間 教室不足等の課題解決に必要な期限までに結論を得る。(概ね1年間)

(2)小規模化

情報提供・意見交換	
開始時期 [小学校] ①全学年が単学級になったとき ②急激な児童数の減少が予測される時 [中学校] ①単学級の学年が出現したとき ②急激な生徒数の減少が予測される時	内 容 ①教育委員会は、児童・生徒数の推移や将来推計、学校施設状況、地域の状況等の情報を提供する。 ②学校、保護者、地域、学校関係者等と意見交換を行う。
・各学校は、日常から保護者、地域、学校関係者と学校規模に関する問題意識の共有に努める。	



協議会設置	
設置時期 [小学校] ①全校6学級で全校児童数 120 人未満になったとき ②10 人未満の学年が出現したとき [中学校] 全校5学級以下で20 人未満の学年が出現したとき	協議内容 ①（小規模校） 児童・生徒数の回復に向けた方策の検討及び取り組み ②学校適正規模・適正配置の協議 通学区域変更や改築・大規模改修を絡めた学校適正規模・適正配置 協議期間 2年間で結論をまとめる。 ただし、以下の場合には教育環境を整えるためにこれによらず、早急に協議会の結論をまとめる必要がある。 ①小学校で複式学級が想定される5人以下の学年が出現した場合 ②中学校で10人未満の学年が出現した場合
・周辺校も含めた一定のエリアにおいて協議会を設置する。 ・適正規模にするための取り組みをしてもなお、児童・生徒数が回復しない場合は周辺校を含む一定エリアでの学校適正規模・適正配置（統合による新しい学校の新設）を前提とした改築や大規模改修を検討する。	

3 協議会について

学校施設の改築・大規模改修を実施するにあたり、当該校を含む一定のエリアの学校において、学校の適正規模・適正配置の視点から具体的な対応（※）が必要となる場合及び大規模化・小規模化の進行により具体的な対応（※）が必要となった場合に協議会を設置する。協議会の基本的な考え方は、「基本方針」P 6・7のとおりであり、詳細な事項を以下の通り定める。

（※）学校統合による新しい学校の開設、通学区域変更、学校施設の増改築等

（1）構成員

検討する学校や地域の実状を勘案したうえで、協議会設置の範囲（対象校・対象地域）や委員、人数を決定する。

〔必須委員〕

保護者代表（PTA会長、PTA選出保護者）・地域代表（町会・自治会長等）

〔検討する学校・地域の状況により参加する委員〕

同窓会役員等、学校地域支援本部代表（未設置校は学校評議委員）

寺子屋代表・青少年委員等

学校長・教育委員会事務局次長

（2）協議会運営基準

第1回協議会開催前に「準備協議会」を開催し、運営基準を決定する。

〔決定する事項〕

- ・運営組織及び設置目的
- ・協議期間
- ・会議の記録及び記録の公表
- ・会議の公開及び傍聴規定
- ・協議会活動の周知及び協議期間中の児童・生徒の入学に関すること
- ・各委員代表組織への周知及び意見聴取に関すること
- ・協議会のまとめの内容

（3）協議内容（例）

- ・通学区域内の人口及び将来推計
- ・通学区域外への入学状況（周辺校との関係）
- ・学校施設の状況
- ・学校規模回復に向けた方策の検討
- ・学校適正配置の方策の検討

（4）既存組織の活用について

既に学校を支援する組織が設置されている場合や、既存の会議体等によって児童・生徒数の回復に向けた取り組みを行っている場合には、当該組織と協議の上で協議会と同様の取り扱いをする。